発議案第13号

インボイス制度の実施を中止するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月15日

八千代市議会議長 大 塚 裕 介 様

提出者 八千代市議会議員 飯 川 英 樹

賛成者 八千代市議会議員 植 田 進

同 三 田 登

同 堀 口 明 子

同 伊原 忠

提案理由

国に対し、インボイス制度の実施を中止するよう強く求める。 これが、本案を提出する理由である。

インボイス制度の実施を中止するよう求める意見書

新型コロナウイルス感染で大きく落ち込んでいる日本経済に追い打ちを掛ける原油価格の高騰や円安の進行、ロシアのウクライナ侵略の影響で、物価が上昇し、国民の暮らしや営業に大きな打撃を与えている。

経済悪化が長期化する中で、令和5年10月1日から開始される消費税のインボイス制度により、経営難に苦しむ小規模事業者や個人事業主は仕事が継続できるかどうかの深刻な事態に直面している。

課税売上高1,000万円以下の消費税免税事業者は全国で約500万者と されており、フリーランス等の個人事業主が多くを占めている。

インボイス制度は、これまで消費税を販売価格に転嫁することが困難だった 小規模事業者や個人事業主にまで、課税事業者となって消費税を納税するよう 強要するものである。課税事業者は、免税事業者との取引では仕入税額控除が できず、納税額が増加することになり、免税事業者は取引先から排除されるお それがある。

また、免税事業者のままでは、取引先から「課税事業者になるか、増える消費税分の値引きか」の選択を迫られることにもなる。このままでは営業を続けられず、廃業に追い込まれるケースが続出することが懸念されている。

そもそも、免税事業者の消費税分は「預り金」ではなく、事業者は消費税を 納める義務はあるが、集める義務はないとして、裁判により確定している。

地域経済を支えてきた小規模事業者や個人事業主の営業を困難にし、地域経済の衰退に拍車を掛けることは避けるべきである。

よって、本市議会は国に対し、インボイス制度の実施を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

八千代市議会

提出先

内 閣 総 理 大 臣 様

財 務 大 臣 様